

産業廃棄物収集運搬業の審査基準（抜粋）

（令和元年12月14日改正）

（略）

3 略

（1）略

（2）法第14条第5項第2号イによる第7条第5項第4号チに規定する「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」の適用については、以下のいずれかに該当する場合であること。

ア 過去において、繰り返し許可の取消し処分を受けている場合

イ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、政令第4条の6各号に掲げる法令若しくはこれらの法令に基づく処分に違反し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条（現場助勢）、第208条（暴行）、第208条の2（凶器準備集合及び結集）、第222条（脅迫）若しくは第247条（背任）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、公訴を提起され、又は逮捕、勾留その他の強制の処分を受けている場合（当該違反又は罪が廃棄物の処理に関連してなされ又は犯された場合に限る。）

エ 法第7条第5項第4号ニに掲げる法令又はこれらの法令に基づく処分に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が累積している場合

オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）に違反して廃棄物の過積載を行うなど、廃棄物処理業務に関連して他法令に違反し、繰り返し罰金以下の刑に処せられている場合

カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用している場合

キ 暴力団員に対して、自発的に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している場合

ク その他上記に掲げる場合と同程度以上に的確な業の遂行を期待しえないと認められる場合